

新庄村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 9 5 3	千円 2,003,717	千円 106,169	千円 253,187	% 12.6	% 15.8

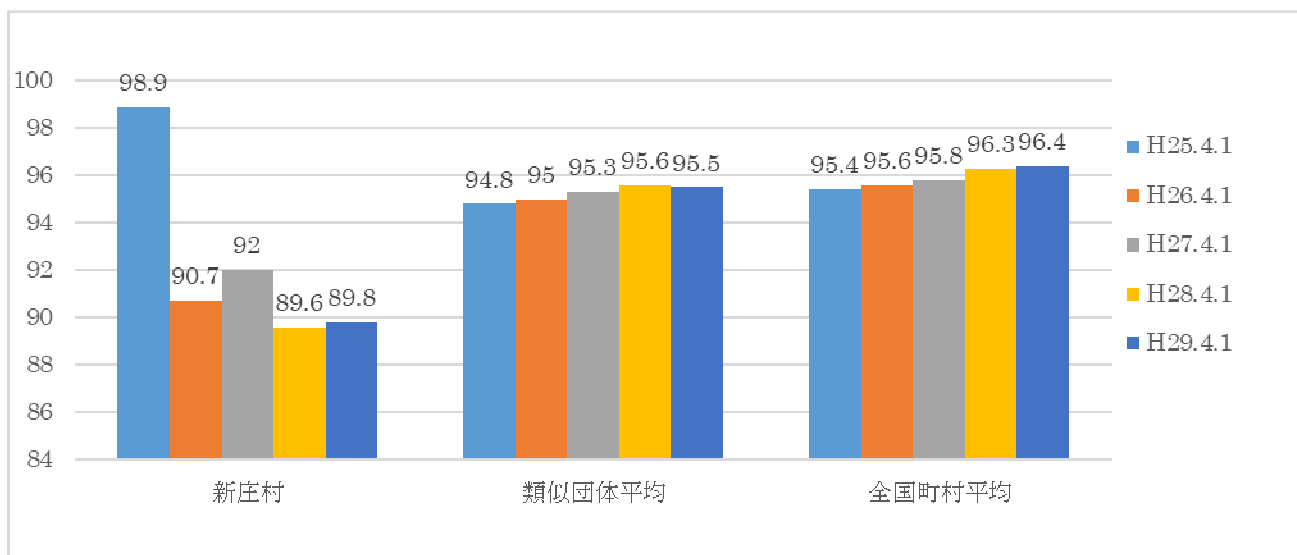
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
28年度	人 33	千円 84,948	千円 16,314	千円 32,206	千円 133,468

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 4,044	千円 5,433

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[☒ 実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）【記入例】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新庄村	38.9歳	273,500円	306,982円	294,324円
岡山県	43.6歳	338,315円	419,521円	369,559円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	40.8歳	295,601円	334,798円	324,655円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
新庄村	58.0歳	1人	289,700円	289,700円	289,700円	—	—	—	—
うち労務員	58.0歳	1人	289,700円	289,700円	289,700円	用務員	55.1歳	207,300円	1.40
岡山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	50.6歳	2,722人	286,833円	—	328,360円	—	—	—	—
類似団体	49.1歳	2人	288,137円	312,465円	304,412円	—	—	—	—

区 分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
新庄村	—	—	—
うち労務員	4,748,100円	2,818,600円	1.68

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成26～28年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区 分	新 庄 村	岡 山 県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	191,000円
	高校卒	146,100円	154,100円
技能労務職	高校卒	131,700円	—
	中学卒	127,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（29年4月1日現在）

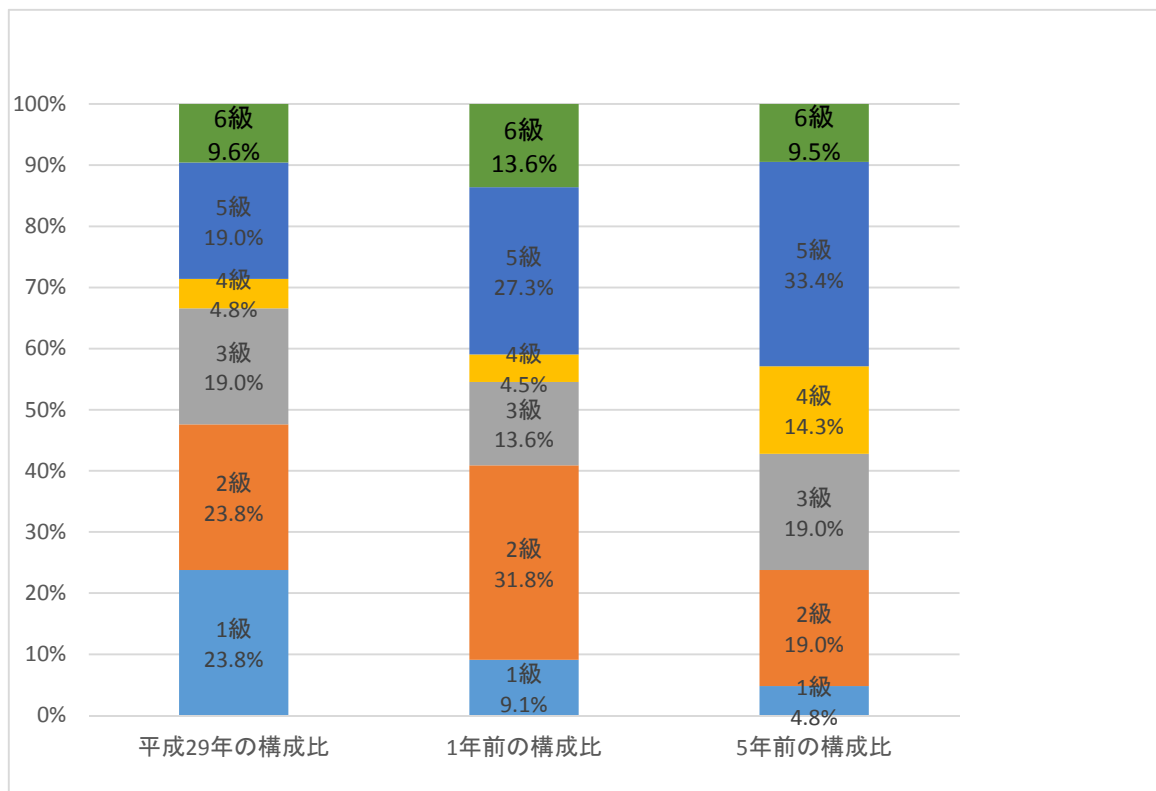
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	222,900円	—	379,800円
	高校卒	—	—	361,800円
技能労務職	高校卒	—	—	289,700円
	中学卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事、保育士、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、主事補の職務	5 人	23.8 %	141,600 円	246,600 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、保育士、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士の職務	5 人	23.8 %	191,700 円	303,400 円
3 級	係長又は主任の職務	4 人	19.0 %	227,900 円	349,200 円
4 級	課長補佐、主幹の職務	1 人	4.8 %	261,100 円	380,200 円
5 級	課長、会計管理者、保育所長、課長補佐の職務	4 人	19.0 %	287,100 円	392,200 円
6 級	課長、会計管理者、保育所長の職務	2 人	9.6 %	317,700 円	409,400 円

- (注) 1 新庄村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況 (新庄村)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		31年度以降		31年度以降	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新 庄 村	岡 山 県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1, 3 1 1 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1, 7 0 7 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (—)月分 (—)月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（新庄村）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	31年度以降		31年度以降	

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

新 庄 村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) 1人当たり平均支給額 18,945 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	0 %	人	0 %
	0 %	人	0 %
	0 %	人	0 %
	0 %	人	0 %
	0 %	人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			89.8 (89.8)

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	3,342 千円
職員1人当たりの平均支給額（28年度決算）	104 千円
支給実績（27年度決算）	2,281 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	71 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （28年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （28年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 （支給月額） 配偶者10,000円、扶養親族たる子8,000円（配偶者がいない場合10,000円）、父母等6,500円（配偶者がいない場合1人目9,000円） 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ	—	千円 3,105	円 194,062

住居手当	月額12,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の月額により支給 支給限度額27,000円	同じ	—	千円 1,053	円 117,000
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給（支給月額） 交通機関等の利用者1カ月の運賃相当額 支給限度額55,000円 自動車等の交通用具使用者は通勤距離区分により支給2,000円～31,600円	同じ	—	千円 1,013	円 72,357
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 給料月額の5%	異なる	支給率	千円 1,196	円 199,333
宿日直手当	1回4,200円	同じ	—	千円 2,054	円 120,823

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	630,000円 (630,000円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 820,000円／492,000円
	副 村 長	550,000円 (550,000円)	667,000円／443,000円
報 酬	議 長	260,000円 (260,000円)	316,000円／176,000円
	副 議 長	210,000円 (210,000円)	251,000円／122,400円
	議 員	190,000円 (190,000円)	230,000円／103,000円
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(28年度支給割合) 4.10 月分	
	議 長 副 議 員	(28年度支給割合) 3.45 月分	
退 職 手 当	村 長 副 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×500/100×在職年数 12,600,000円 任期ごと 給料月額×300/100×在職年数 6,600,000円 任期ごと	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

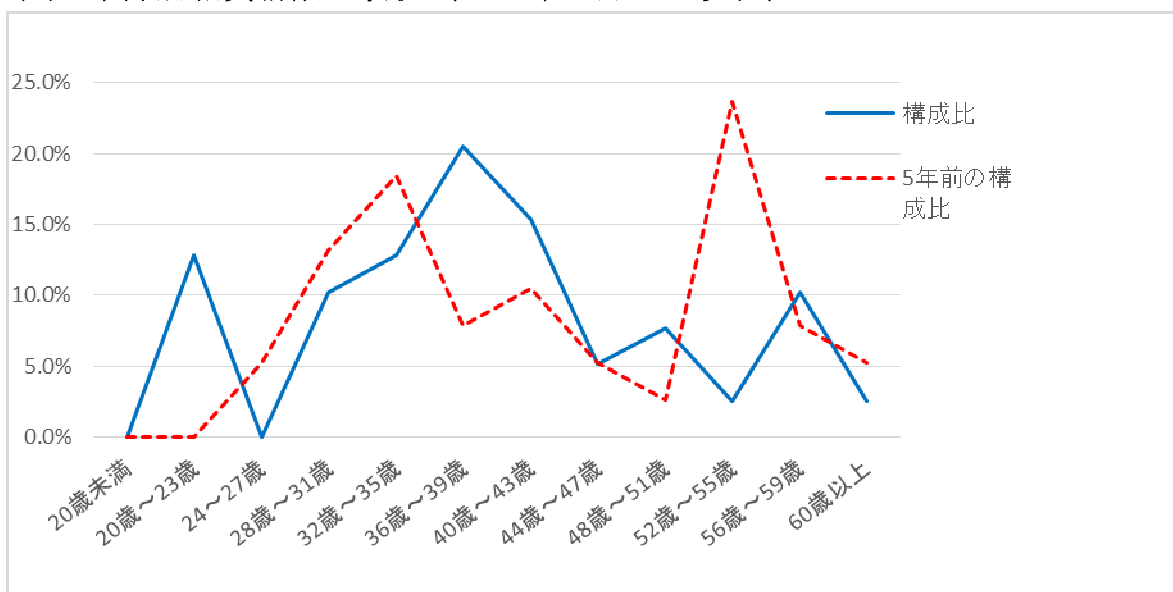
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成28年	平成29年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1 人	1 人	2	臨 時 職 に よ る 増
		総 務	9 人	9 人		
		税 務	1 人	1 人		
		農 林 水 産	2 人	2 人		
		商 工	2 人	2 人		
		土 木	2 人	2 人		
		民 生	7 人	9 人		
	衛 生	4 人	4 人			
	計	2 8 人	3 0 人		< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 314.80人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 186.33人)	
	教育部門	5 人	3 人	△ 2	職 員 の 異 動 に よ り 臨 時 職 員 を 新 規 採 用	
	消防部門	—	—	—		
	小 計	3 3 人	3 3 人		< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 346.27人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 219.44人)	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	病 院 水 道 そ の 他		4 人	4 人		
			1 人	1 人		
			1 人	1 人		
		小 計	6 人	6 人		
合 計			3 9 人 [49人]	3 9 人 [49人]		< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 409.23人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (29年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	0人	4人	5人	8人	6人	2人	3人	1人	4人	1人	39人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	2 4 年	2 5 年	2 6 年	2 7 年	2 8 年	2 9 年	過去 5 年間 の増減数(率)
一般行政	2 6	2 5	2 7	2 7	2 8	3 0	4 人(15.4%)
教育	6	5	6	4	5	3	△3 人(50%)
消防	—	—	—	—	—	—	— (—)
普通会計計	3 2	3 0	3 3	3 1	3 3	3 3	1 人(3.1%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	6	(—)
総合計	3 8	3 6	3 9	3 7	3 9	3 9	1 人(2.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。